平成22年11月12日

東京電力㈱福島第一原子力発電所 2 号機(以下「当該機」という。)は、 平成22年9月16日から平成22年11月中旬までの予定で原子炉を停止し、新 検査制度による保全計画に基づき、第25回定期検査(定期事業者検査)を実施し ている。

この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。 その結果は、以下のとおりである。

<定期検査の実施状況>

○ 当該機においては、今停止期間中に、保全計画に基づく原子炉・タービン等機器・構造物の定例的な点検が計画的に実施され、設備及び機能の健全性・信頼性の維持向上が図られている。

当該機の高経年化対策として、長期保守管理方針に基づき、原子炉圧力容器 ノズルの漏えい検査等が実施され、異常がないことが確認されている。

○ 今回、当該機の原子炉再循環系配管の11箇所の溶接線で超音波探傷検査が実施され、異常がないことが確認されている。

配管の減肉管理については、ヒータードレン系配管において余寿命が5年未満とされた部位が1部位確認されており、今後も引き続き適切な監視・調査が必要である。

<不適合事象の管理状況>

- 循環水配管のうち、タービン建屋東側の地中内に埋設されている放水口付近 で漏えい箇所が発見されているが、適切な補修が行われている。
- 定期検査開始前の6月17日には、発電機の電気系統の故障が原因で原子炉の 自動停止に至るトラブルが発生し、適切な対策が講じられ復旧したが、引き続 き機器点検時における適切な作業管理を実施し、再発防止に努めることが必要 である。

○ 9月27日に5号機における原子炉隔離時冷却系機能喪失について、原子力安全・保安院が保安規定違反に該当するとして指示文書を発出したこと、11月4日に当該機における原子炉圧力容器最低使用温度の評価に係る不適合について、原子力安全・保安院が保安規定に抵触することから「監視」と判定したこと等を踏まえ、情報共有の強化や基本動作の確認等ヒューマンエラーによるトラブル発生防止に向けた取組みの一層の強化が必要である。

<今後の対応>

- 事業者においては、今後、当該機での起動試験の各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、引き続き不適合事象等の情報公開の徹底や一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、安全・安心対策を、立地地域をはじめ県民の目に見える形で実施し、その結果を分かりやすく説明するなど、一つ一つ着実、かつ継続的に信頼回復に向けた取組みを積み重ねていくことが求められる。
- 県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、 県民の安全・安心を最優先に、事業者の安全確保、信頼回復に向けた取組状況 について確認していく等、適切に対応していくこととする。